

神崎町・大河内町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に 関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、監査委員、顧問及び協議会以外の小委員会委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額8,500円とする。ただし、常勤の公務員である協議会委員等がその職務の関係上、協議会の職務に従事した場合には、これを支給しないものとする。

(費用弁償及び旅費)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために要する費用弁償として、日額2,200円を支給し、公務のため神崎町・大河内町以外の地域に旅行したときは旅費を支給する。

(旅費の種類及び額)

第4条 協議会委員等の旅費は、事務所の所在町(以下「所在町」という。)の職員等の旅費に関する条例の規定に準用する額とする。ただし、所在町の職員等の旅費に関する条例第16条第2項の規定はこれを適用しない。

(支給方法)

第5条 旅費の支給方法については、前条の所在町の職員等の旅費に関する条例の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年2月4日から施行する。